

韮崎市一般廃棄物処理基本計画 ～概要版～

1 計画策定の趣旨

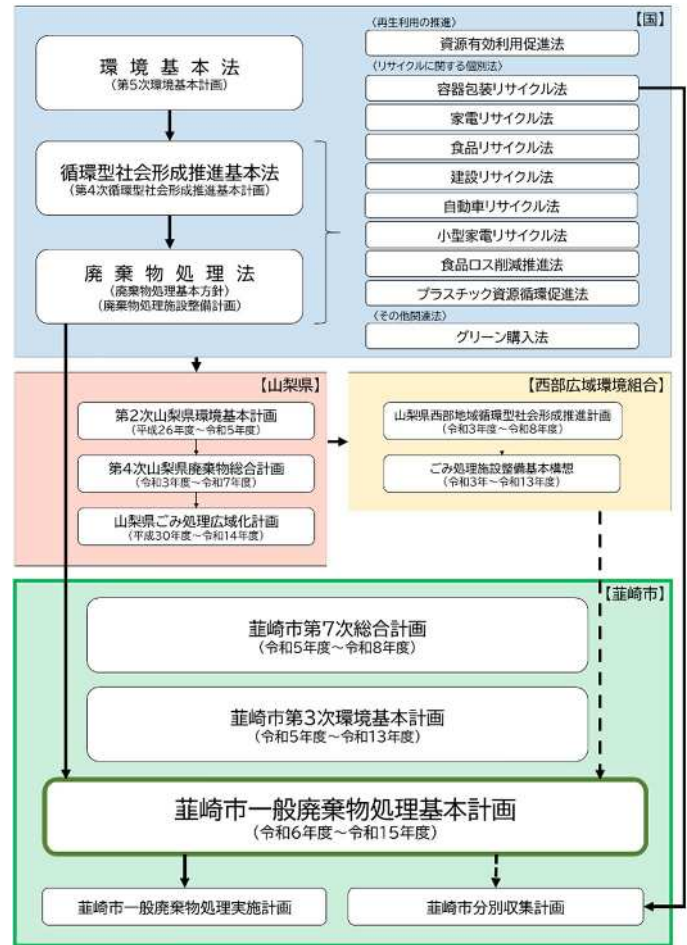
計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）第6条第1項の規定に基づき、長期的な視点に立ち、区域内の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）処理の基本方針を定めるものです。

計画の位置づけ

本計画の位置付けは、右記のとおりです。

国の各種法制度・方針・計画や県の計画等を参照し、廃棄物処理の実態に即した計画を策定します。



計画期間及びサイクル

計画の期間は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度の10年間とします。

令和13（2031）年4月に稼働予定である「新ごみ処理施設（以下、「西部広域ごみ処理場」という。）」に合わせ、一般廃棄物処理体制を更改する必要があるため、令和10（2028）年度に計画の見直しを行います。

年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年
項目	計画改定	計画初年度				計画見直し	体制移行期間		新ごみ処理施設稼働		最終年度

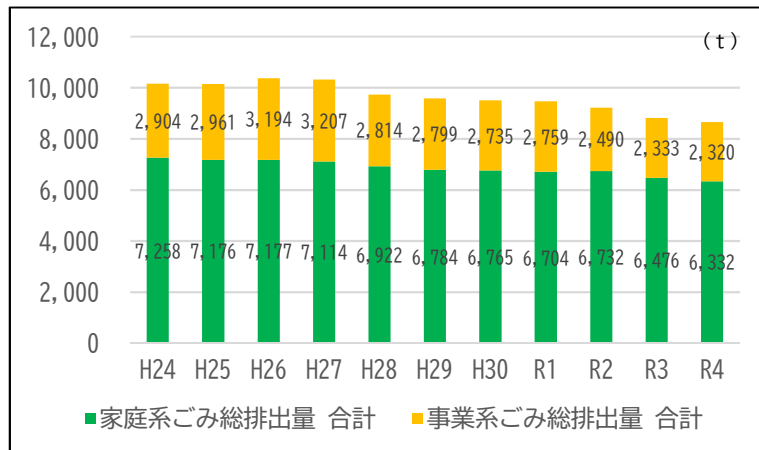
2 ごみ処理の現況

ごみの排出量

○ごみの総排出量

ごみの総排出量は減少傾向にあり、平成26（2014）年度の約10,370 tをピークに、令和4（2022）年度には約8,652 tとなっています。

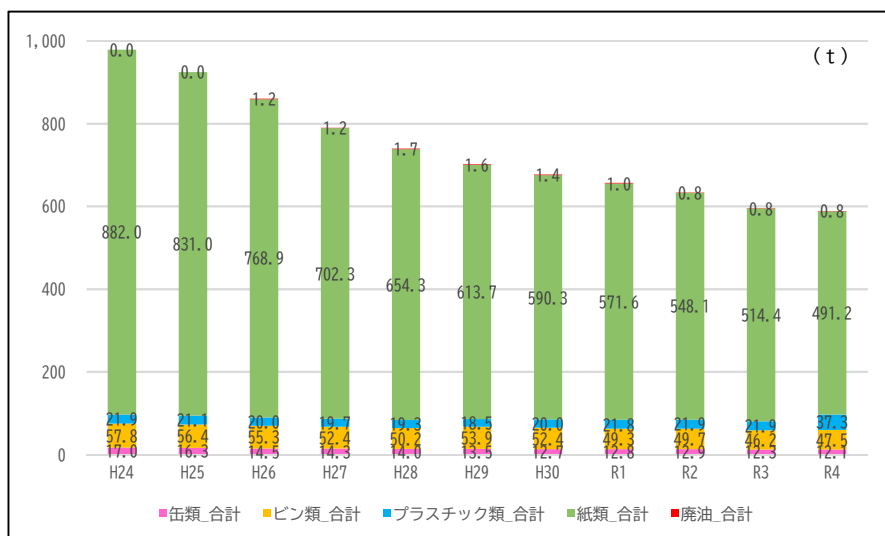
【ごみの総排出量の推移】



○資源ごみの排出量

資源ごみの排出量は減少傾向にあり、平成24（2012）年度の資源ごみの排出量は約979 t、令和4（2022）年度の資源ごみの排出量は約589 tとなっています。

【資源ごみの排出量の推移】



ごみ処理に係る収支

ごみ処理に係る収入合計額は、横ばい傾向にあります。

ごみ処理に係る支出合計額は、平成30（2018）年は約4億円ですが、令和4年には約5億2千万円となり、約1億2千万円増加しています。

一人当たりのごみ処理費用は、平成30（2018）年度は約12,700円、令和4（2022）年度には約17,700円になり、約5,000円増加しています。

【ごみ処理に係る収支の推移】

項目	分類	細目（負担金）	H30	R1	R2	R3	R4	
収入	廃棄物	ごみ袋収入	15,331	16,170	14,703	15,593	15,510	
		手数料	72	130	84	127	87	
		小計	15,403	16,300	14,787	15,720	15,597	
	資源物	資源物売払高	2,362	1,701	707	1,080	1,513	
		小計	2,362	1,701	707	1,080	1,513	
	合計(A)		17,765	18,001	15,494	16,800	17,110	
	(支出に対する)収入充当率		4.44%	4.52%	3.77%	3.85%	3.28%	
支出	建設改良費 (工事費)	収集運搬施設	0	0	0	0	1,595	
		中間処理施設（峡北広域事務組合）	10,053	0	12,400	17,835	24,874	
		中間処理施設（山梨西部広域環境組合）	0	0	16,234	12,140	14,056	
		最終処分場（山梨市町村事務組合）	4,683	0	0	7,205	0	
		その他	0	0	0	0	0	
		小計	14,736	0	28,634	37,180	40,525	
	廃棄物	収集運搬費	46,522	46,700	47,399	49,534	49,526	
		中間処理費	1,103	1,401	1,407	1,191	1,136	
		中間処理費（峡北広域事務組合）	306,977	310,121	294,567	308,049	381,269	
		最終処分費（山梨市町村事務組合）	843	10,493	10,053	7,205	7,630	
		その他	2,026	1,849	1,981	1,878	2,030	
		ごみ袋作成費	9,633	9,612	7,675	10,061	13,381	
		小計	367,104	380,176	363,082	377,918	454,972	
	資源物	収集運搬費	15,510	15,619	15,761	18,783	20,438	
		中間処理費	2,220	2,269	2,768	2,576	4,204	
		その他	104	104	718	357	804	
	小計		17,834	17,992	19,247	21,716	25,446	
	合計(B)		399,674	398,168	410,963	436,814	520,943	
	収支合計(A-B)			▲ 381,909	▲ 380,167	▲ 395,469	▲ 420,014	▲ 503,833
	処理費用	ごみ総排出量(kg)		9,499,280	9,463,781	9,222,134	8,809,206	8,652,019
人口(人)		29,966	29,568	29,124	28,764	28,464		
1kg当たりのごみ処理費用(円/kg)		40.2	40.2	42.9	47.7	58.2		
1人当たりのごみ処理費用(円/人)		12,745	12,857	13,579	14,602	17,701		

達成評価

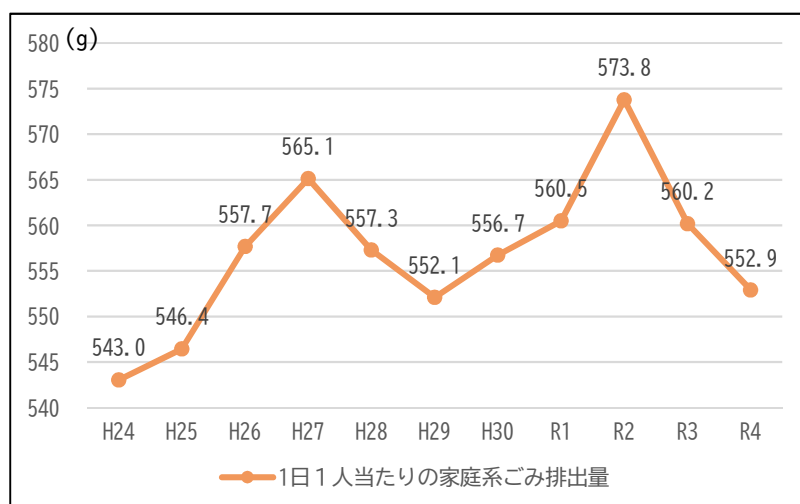
○前計画の達成状況・評価

前計画で定めた目標である「1人1日あたりのごみ排出量」及び「資源循環（リサイクル）率」は達成できず、目標値を大幅に下回りました。

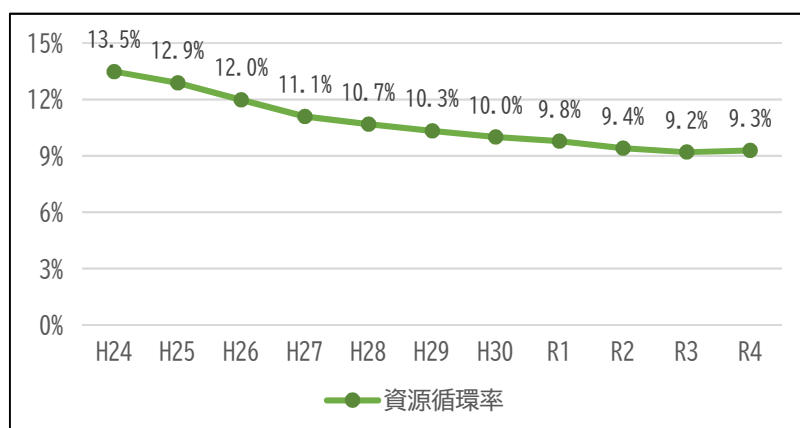
【前計画の達成状況】

達成目標	項目／年度	H24（初年度）	H30（中間目標）	R4（R5.3時点）
1人1日あたりのごみ排出量 (g/人)	目標値	-	522	495
	実績値	543	557	552
	目標値との差	-	▲ 35	▲ 57
資源循環（リサイクル）率	目標値	-	20.0%	25.0%
	実績値	13.5%	10.0%	9.3%
	目標値との差	-	-10.0%	-15.7%

【1人1日あたりのごみ排出量の推移】



【資源循環（リサイクル）率の推移】



3 ごみ処理の課題（抜粋）

中間処理施設（ごみ処理場）の広域化（移設）への課題

■中間処理施設（ごみ処理場）移転への対応

中間処理施設（ごみ処理場）の移転に伴い、収集・運搬体制等を整え、西部広域ごみ処理場の供用開始に備える必要があります。

収集・運搬体制の課題

■ごみステーション管理

本市ではごみの収集に関して、「ごみステーション方式」を採用しており、その管理は各自治会が担っています。現在、自治会の存続が危惧されており、将来自治会によるごみステーションの適正な管理や運営が出来なくなる可能性があります。

■収集運搬事業者

収集運搬事業者は、社会全体における労働者不足や経営陣や労働者の高齢化により、将来の事業継続が困難な状況下にあります。持続的に安定したごみ収集・運搬サービスを市民に提供出来るよう、収集運搬事業者との対話を強化し、事業の継続について検討していく必要があります。

ごみ処理費用の課題

■ごみ処理費用

市民一人当たりのごみ処理費用は、年々増加傾向にあります。持続的に安定した一般廃棄物処理サービスを市民に提供するためには、ごみ処理費用の抑制を図る必要があります。

災害廃棄物への対応

■災害廃棄物への備え

「韮崎市災害廃棄物処理計画（H28.4）」を策定し、随時改定を行っておりますが、一次仮置場や集積所の選定、発災時の対応、発災後のごみ処理の具体性に関して課題があり、より一層の準備が必要です。

4 ごみ処理基本計画

数値目標

(ア) ごみの処理費用の抑制

「1人当たりのごみ処理費用」を令和9（2027）年度に22,000円以内、令和14（2032）年度に24,500円以内に抑えることを目指します。

(イ) ごみの排出量の抑制

「1日1人当たりのごみ排出量」を年間1gの削減、また「家庭系ごみ1日一人当たりの排出量」を年間0.8gの削減を目指します。

(ウ) ごみの資源化の促進

「排出時（収集時）の資源化（リサイクル）率」を年間0.1%の増加を目指します。

(エ) 中間処理量の削減

「直接焼却量」を令和9（2027）年度に約6,739t以内、令和14（2032）年度に6,250t以内に抑えることを目指します。

(オ) 最終処分量の削減

「最終処分量」を令和9（2027）年度に約229t以内、令和14（2032）年度に212t以内に抑えることを目指します。

【数値目標の推移】

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
想定人口(人)		28,000	27,700	27,400	27,100	26,800	26,400	26,000	25,700	25,400	25,100
(ア)	1人当たりのごみ処理費用(円)	20,500	21,000	21,500	22,000	22,500	23,000	23,500	24,000	24,500	25,000
	ごみ処理費用 収支総額(千円)	574,000	581,700	589,100	596,200	603,000	607,200	611,000	616,800	622,300	627,500
(イ)	1日1人当たりのごみ排出量※1(g)	827.8	826.7	825.7	824.7	823.7	822.7	821.7	820.7	819.6	818.6
	1日1人当たりの家庭系ごみ排出量※2(g)	540.8	540.0	539.2	538.4	537.6	536.8	536.0	535.2	534.4	533.6
(ウ)	排出時点の循環利用(リサイクル)率	9.9%	10.0%	10.1%	10.2%	10.3%	10.4%	10.5%	10.6%	10.7%	10.8%
(エ)	直接焼却量(t)	7,007	6,917	6,828	6,739	6,650	6,537	6,425	6,337	6,250	6,163
(オ)	最終処分量(t)	238	235	232	229	226	222	218	215	212	209

※1…1日1人当たりのごみ排出量=ごみの排出量(計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量)/人口/365日

※2…1日1人当たりの家庭系ごみ排出量=家庭系ごみの排出量(資源ごみを除いた家庭からの一般廃棄物の排出量)/人口/365日

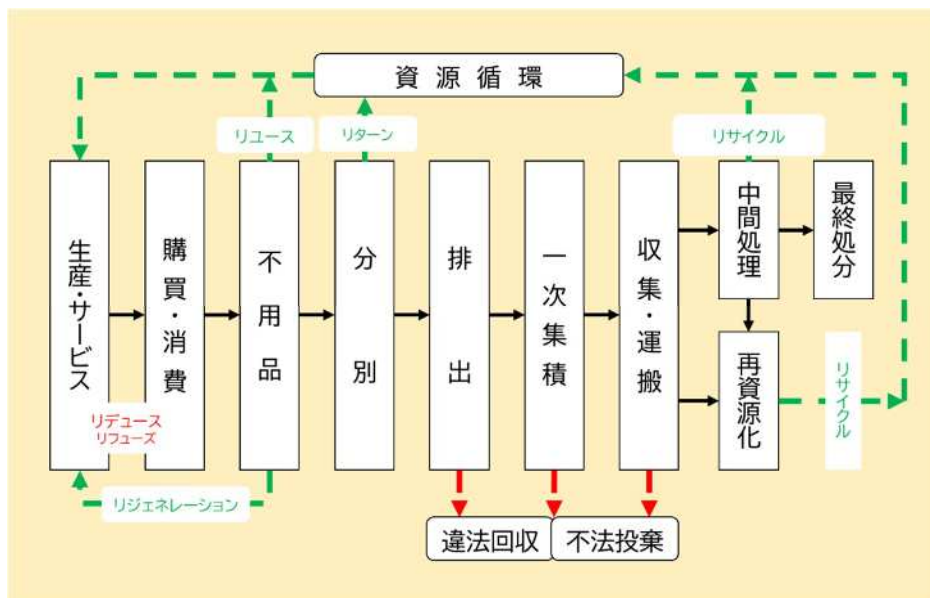
基本方針と施策の方向性

(優先順: 基本方針①から基本方針③の順)

【基本方針①】 持続可能な一般廃棄物処理システムの構築

持続可能な一般廃棄物処理システムを構築するため、市民サービスの低減を極力抑えたうえ、ごみ処理費用の抑制、収集運搬体制の安定化、中間処理機能の維持、災害時の対応強化を目指します。

【一般廃棄物処理システム（廃棄物発生フロー）】



■ 一般廃棄物処理システムの見直し

廃棄物の発生フローに基づき、費用の観点、市民サービスの観点、継続性の観点から、一般廃棄物処理システム全体の見直しを行い、一般廃棄物処理システムが持続的に稼働できる体制構築を目指します。

■ 災害時の一般廃棄物処理の対応強化

菰崎市災害廃棄物処理計画の更新や体制の見直しを行い、災害時の廃棄物処理を円滑かつ迅速に対応できる体制構築を目指します。また、災害廃棄物が排出されにくい環境形成を目指します。

■ 一般廃棄物収集運搬体制の維持

一般廃棄物や資源物の収集運搬事業者をソーシャルワーカーとして位置づけ、適正も一般廃棄物収集運搬ができる体制維持に努めます。また、違法回収事業者に対する処置の強化を検討します。

■ 中間処理施設（ごみ処理場）の移転への対応

令和13（2031）年度に予定をしている中間処理施設（ごみ処理場）の移転時に、安定して一般廃棄物処理サービスが提供できるように計画的にその対応を進めていきます。

【基本方針②】循環型社会の推進

循環型社会形成の達成のため、廃棄物の適正な分別及び廃棄物の発生抑制に努めるとともに、廃棄物の循環率を高め、中間処理量を減らし、最終処分をしない環境の構築を目指します。

■ 適正な分別の推進

家庭系ごみの適正な分別が出来る体制の維持に努め、事業系ごみの適正な分別を推進します。また、峡北広域事務組合と連携や情報共有により、現況把握しながら適正な分別を推進します。

■ 廃棄物の発生抑制

廃棄物の発生フローに基づき、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の観点から廃棄物の発生抑制を推進します。また、廃棄物の発生抑制誘因の確保や受益者負担の観点から、ごみ処理の有料化について再検討を行います。

■ 廃棄物の再資源化（リサイクル）の促進

循環型社会の形成促進及び廃棄物の中間処理量・最終処分量の削減のため、廃棄物の再資源化（リサイクル）を促進します。また、廃棄物を資源化しやすい環境の形成を目指します。

■ 中間処理量・最終処分量の削減推進

資源の有効活用促進や温室効果ガスの排出削減のため、中間処理量の削減を推進します。また、最終処分場の長期間利用を可能とするため、最終処分量の削減を推進します。

【基本方針③】社会変化に応じた市民サービスの提供

社会の変化に応じて生じる需要や課題に応じた市民サービスの提供について、費用の観点、市民サービスの観点、継続性の観点から検討・実施し、住みやすいまちづくりの形成を目指します。

■ 多様な処理困難物への対応

市が処理出来ない廃棄物（処理困難物）は、排出者が処分することとしています。処理困難物の処分方法を明確にし、処理の方向付けを強化することで適正な処理を推進します。

■ 高齢化・国際化・孤独化への対応

多様性社会においても、共通傾向にある、高齢化・国際化・孤独化に対応した一般廃棄物処理システムの構築を目指します。

■ 不法投棄の抑制

不法投棄がされにくい環境形成と不法投棄が早期に解決出来る制度の構築を目指します。また、不法投棄者へ罰則適応ができる体制構築の検討をします。

■ 空き家等のごみへの対応

空き家や空き店舗から大量に排出されるごみが、適正な分別や処理ができるように、制度の構築を図ります。

【施策体系図】



5 生活排水処理基本計画

生活排水処理の状況

市内の生活排水処理状況は、生活排水クリーン処理率が令和4（2022）年時において約87%であり、下水道や合併処理浄化槽等により適正な処理が行われています。

生活排水処理基本計画

○基本理念

快適に暮らすための生活環境の充実

快適な生活環境を確保し、河川等水環境を保全していくために、市民・事業者・行政が一体となり、生活排水処理対策を推進し、水質の維持改善、自然環境の保全を図り、今ある資源環境を守り続ける必要があります。

○基本方針

基本方針① 公共下水道整備の推進

公共下水道事業認可区域内の生活排水は、原則として公共下水道により処理するものとし、その整備を推進していきます。

基本方針② 合併処理浄化槽の整備の推進

水環境保全に向け、非水洗化世帯については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への切り替えを推奨していきます。

基本方針③ 水環境保全に向けた維持管理の推進

市民・事業者・行政が三位一体となり、河川等の水質を保全するため、それぞれの役割を果たすための施策や地域との連携体制の整備を推進します。

目標数値

生活排水クリーン処理率：令和15（2033）年度までに88%以上

生活排水クリーン処理率＝（公共下水道人口＋合併浄化槽人口）÷市全体人口

施策の方針

基本方針① 公共下水道の整備

《行政》

- ・地域の状況に応じ、公共下水道整備
- ・接続可能な地域において、公共下水道接続の推進

《市民》

- ・公共下水道への優先的な接続検討
- ・アパート等管理者の公共下水道への優先的な接続切り替え検討

基本方針② 合併処理浄化槽の整備の推進

《行政》

- ・公共下水道処理区域外における合併処理浄化槽への切り替え周知
- ・合併処理浄化槽設置補助金の周知

《市民》

- ・非水洗化世帯の合併処理浄化槽へ切り替えの検討

基本方針③ 水環境保全に向けた維持管理の推進

《行政》

- ・河川等の定期的な水質検査による監視
- ・市民及び事業者へ排水の適正処理の周知徹底

《市民》

- ・浄化槽の法定点検の受検
- ・各地区による水質向上に向けた河川清掃の実施
- ・市民相互による水質の監視

《事業者》

- ・水質保全を考慮した排水の適正処理の徹底